

仕 様 書

札幌市（以下「委託者」という。）と複写サービス提供者（以下「受託者」という。）とで契約を締結する複写機による複写サービスの仕様について、次のとおり定める。

（複写サービス契約の趣旨）

- 1 この複写サービス契約は、受託者が複写サービスによる複写品を提供するに際し、委託者に適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼動し得るように保守を行い、複写サービスに必要な消耗品（用紙を除く。）を円滑に供給することにより、委託者がこれに対して複写サービス料金を支払うものとする。

（設置台数及び設置場所）

- 2 設置台数及び設置場所は、次のとおりとする。

（1）設置台数 14台

（2）設置場所

ア 交通局高速電車部

業務課 2台（厚別区大谷地東2丁目4-1 交通局本庁舎4階指定場所）

電気課 1台（厚別区大谷地東2丁目4-1 交通局本庁舎5階指定場所）

運輸課 1台（中央区大通西2丁目大通駅B1指定場所）

イ 交通局高速電車部

教習所 1台（厚別区大谷地東2丁目4-1 交通局庁舎別棟指定場所）

ウ 交通局高速電車部

指令所 1台（厚別区大谷地東4丁目指令所庁舎2階指定場所）

運輸課南北線乗務係 1台（中央区大通西2丁目大通駅B1指定場所）

運輸課東西線乗務係 1台（厚別区厚別南1丁目8-7 東西線ひばりが丘駅1階指定場所）

運輸課東豊線乗務係 1台（中央区南6条西1丁目東豊線乗務係庁舎5階指定場所）

車両課真駒内検修係 2台（南区真駒内東町2丁目1-1 南車両基地指定場所）

車両課大谷地検修係 1台（厚別区大谷地東6丁目1-1 東車両基地指定場所）

車両課二十四軒検修係 2台（西区二十四軒1条4丁目西車両基地指定場所）

（契約期間）

- 3 契約期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
- 4 単年度契約とし、自動更新は行わないものであること。

（設置機種）

（2 設置台数及び設置場所 ア）に該当する機種）

- 5 複写方式は乾式静電転写方式であること。
- 6 型式は、コンソールタイプであること。
- 7 ファーストコピータイムが3.2秒以下であること。
- 8 低電力モードを装備し、復帰時間は30秒以下であること。
- 9 複写速度はA4横（短辺送り）で70枚／分以上であること。
- 10 自動両面複写ができること。
- 11 25%から400%縮小・拡大が可能であること。
- 12 両面原稿同時読み込みができる自動両面原稿送り装置を装備していること。
- 13 原稿交換速度はA4横（短辺送り）で70枚／分以上であること。
- 14 手指しを除き、機械本体に4段以上の前面給紙トレイを装備し、内1段以上に2,000枚以上の給紙が可能であること。
- 15 大容量トレイを装備し、本体と合わせ7,000枚以上の給紙が可能であること。
- 16 パンチ機能、ソート機能およびホチキス機能（フィニッシャー）を有していること。
- 17 月間の複写枚数が1台につき最高35,000枚の場合において、良好な複写品質を安定して供給することができること。（年間予定枚数 390,800枚 設置台数 4台）
- 18 フィニッシャー・大容量トレイを含め、幅1,900mm以内であること。

（2 設置台数及び設置場所 イ）に該当する機種）

- 19 複写方式は乾式静電転写方式であること。
- 20 型式は、コンソールタイプであること。
- 21 ファーストコピータイムが3.2秒以下であること。
- 22 低電力モードを装備し、復帰時間は30秒以下であること。
- 23 複写速度はA4横（短辺送り）で70枚／分以上であること。
- 24 自動両面複写ができること。
- 25 25%から400%の縮小・拡大が可能であること。
- 26 自動両面原稿送り装置を装備していること。
- 27 原稿交換速度はA4横（短辺送り）で70枚／分以上であること。
- 28 手指しを除き、機械本体に4段以上の前面給紙トレイを装備し、内1段以上に1,000枚以上の給紙が可能であること。
- 29 大容量トレイを装備し、本体と合わせ6,000枚以上の給紙が可能であること。
- 30 パンチ機能、ソート機能及びホチキス機能（フィニッシャー）を有していること。
- 31 月間の複写枚数が1台につき最高15,000枚の場合において、良好な複写品質を安定して供給することができること。（年間予定枚数 70,000枚 設置台数 1台）
- 32 フィニッシャー・大容量トレイを含め、幅1,900mm以内であること。

（2 設置台数及び設置場所 ウ）に該当する機種）

- 33 複写方式は乾式静電転写方式であること。
- 34 型式は、コンソールタイプであること。
- 35 ファーストコピータイムが3.2秒以下であること。

- 36 低電力モードを装備し、復帰時間は30秒以下であること。
- 37 複写速度はA4横（短辺送り）で45枚／分以上であること。
- 38 自動両面複写ができること。
- 39 25%から400%の縮小・拡大が可能であること。
- 40 自動両面原稿送り装置を装備していること。
- 41 原稿交換速度はA4横（短辺送り）で45枚／分以上であること。
- 42 手指しを除き、機械本体に4段以上の前面給紙トレイを装備し、給紙トレイ1段あたりの給紙容量は500枚以上、手指しに100枚以上の給紙が可能であること。
- 43 ソート機能を有していること。
- 44 月間の複写枚数が1台につき最高15,000枚の場合において、良好な複写品質を安定して供給することができること。（年間予定枚数261,300枚 設置台数9台）
- 45 機械本体の幅が650mm以内であること。

（設置機種共通）

- 46 複写機は、令和3年4月1日に正常に稼働できるように設置しなければならない。また、契約期間終了後は、速やかに撤去しなければならない。
（指令所及び車両課真駒内検修係については、エレベーターが設置されていないため、委託者受託者協議のうえ、搬入及び撤去を行うこと。）
- 47 設置する複写機は、必ずしも工場出荷品（新品）であることを要しないが、エコマーク認定品であること。
- 48 設置する複写機については、受託者の費用で動産総合保険に加入するものとする。

（複写サービス料金）

- 49 複写サービス料金は、次のとおりとする。
 - （1）複写機サービス料金は、複写機1台毎に複写品1枚当たりの単価を定める。
 - （2）月間複写サービス料金又は月間基本複写サービス料金の設定は行わない。

（複写サービスの支払い）

- 50 複写サービスの支払いは、次のとおりとする。
 - （1）複写サービス料金は、1ヶ月間の複写枚数に複写品1枚当たりの単価（消費税及び地方消費税の額を含む。）を乗じて得た金額（1円未満の端数は切り捨て）とする。
 - （2）1ヶ月間の複写枚数の算出にあたっては、1ヶ月間の総複写枚数から、受託者の責めに帰する物と認められる原因で生じた不良複写品及び受託者の技術員が当該複写機器の保守により使用した複写品の枚数を控除するものとする。

（複写機の保守及び消耗品の供給）

- 51 受託者は、複写機を常時正常な状態で使用できるように、技術員を設置場所に派遣して点検、調整を行わなければならない。

52 受託者は、複写機が故障した場合は、委託者の請求により、直ちに技術員を設置場所に派遣して点検及び調整を行い、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

53 受託者の作業実施は、委託者の就業時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により時間外に作業を実施する場合は、委託者受託者協議のうえこれを行うものとする。

54 受託者は、受託者の技術員の点検及び巡回又は委託者の通知に基づき、複写質維持のため受託者が必要と認めたときは、感光体、デベロッパー等の消耗品を取り替えるものとし、また、その他の消耗品で予備手持量の不足を知ったときは、当該消耗品を供給するものとする。

(その他)

55 供給電力 100V/15A